一般社団法人小松労働基準協会定款

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、一般社団法人小松労働基準協会と称する。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を石川県小松市に置く。

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、石川県において会員及び本会の設立趣旨に賛同するものの連絡協調により、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法などの労働基準関係諸法令の周知啓蒙、その他労働者の労働条件の維持向上を図るための諸事業を行ない、もって労働者の福祉の増進と、産業の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、じん肺法及び最低賃金法など労働関係法令の普及並びに啓蒙指導

(2) 産業安全及び労働衛生に関する講習会等の開催

(3) 賃金その他労働条件に関する調査研究、資料の収集及び統計の作成並びに配布

(4) 地区別巡回等健康診断の実施及び事後措置に対する援助

(5) 労働保険事務組合の運営、労働保険関係手続き等の援助

(6) ガス、蒸気、粉じん、騒音、照明、水質など作業環境の測定及び改善対策の指導

(7) 労働関係法令に定められた諸手続き並びに書類の作成についての指導

(8) 労務管理に関する講習会、研修会及び見学会の開催並びに機関誌の刊行配布、関係図書及び用品の斡旋

(9) 駐車場の維持管理、契約手続き等

(10) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

（法人の構成）

第 5 条　この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 特別会員　この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条　この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをしなければならない。

2 入会は、理事会においてその承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第 7 条　正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第 8 条　正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の会費支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 退会したとき。

(5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章　社員総会

（構成）

第 11 条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第 12 条　社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第 18 条　社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（決議の省略）

第 19 条　理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 20 条　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 21 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役員

（役員の設置）

第 22 条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事　20 人以上 30 人以内

（2）監事　2 人以内

2 理事のうち 1 人を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 2 人以内を副会長、1 人を専務理事とする。

4 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 23 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 26 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（免責事項）

第 27 条　理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（役員の解任）

第 28 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（顧問）

第 29 条　この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし理事会において定める基準に従い、報酬を支給することができる。

5 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

（報酬等）

第 30 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章　理事会

（構成）

第 31条　この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 32 条　理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（開催）

第 33 条　理事会は、事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回、毎年度 11 月～1 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

（招集）

第 34 条　理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席の場合には、副会長及び専務理事が議長の職務を代行する。

（決議）

第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 37 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第 38 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事の全員及び監事が記名押印する。

第 7 章　委員会・幹事・事務局

（委員会）

第 40 条　この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

（幹事）

第 41 条　この法人の事業等に係る会長の諮問機関として、幹事を置く。

2 幹事は会員の推薦に基づき会長が委嘱する。

（事務局）

第 42 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 8 章　資産及び会計

（資産の構成）

第 43 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1 会費
2 寄付金
3 資産から生ずる収入
4 事業に伴う収入
5 その他の収入

（資産の管理、処分及び運用）

第 44 条　この法人の資産は、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

（事業年度）

第 45 条　この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

（事業報告及び決算）

第 46 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章　定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条　この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条　この法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 49 条　この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 50 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　公告の方法

(公告の方法)

第 51 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章　補則

(委任)

第 52 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事(会長)は、塚本清人とする。

3 この法人の最初の副会長は、堀伸市・藤井寛治とする。

4 この法人の最初の専務理事は、北本直樹とする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。